

住民税（町県民税）申告、確定申告はお早めに！

★期日間近になると大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。

申告相談案内

〔南越前町役場〕 2月16日（金）～3月15日（金） ※平日のみ

〔今庄事務所〕 2月16日（金）～3月15日（金）

期間中の月曜日と木曜日のみ

〔河野事務所〕 2月16日（金）～3月15日（金）

期間中の火曜日と金曜日のみ

※2月23日（金・祝）は除く

受付時間は3カ所とも午前9時～正午、午後1時～午後4時となります。相談内容は住民税（町県民税）申告および確定申告となります。

次の申告は、武生税務署でお願いします

- ・青色申告
- ・土地や建物、株などの譲渡所得
- ・株の売買、先物取引、仮想通貨
- ・1年目の住宅借入金等特別控除
- ・通貨の申告
- ・災害などで雑損控除を受ける方
- ・亡くなった方の確定申告
- ・令和4年分以前の確定申告

※その他、申告の内容によっては武生税務署での申告をお願いする場合があります。

〔武生税務署〕（越前市中央1丁目6-12）※平日のみ

2月16日（金）～3月15日（金）

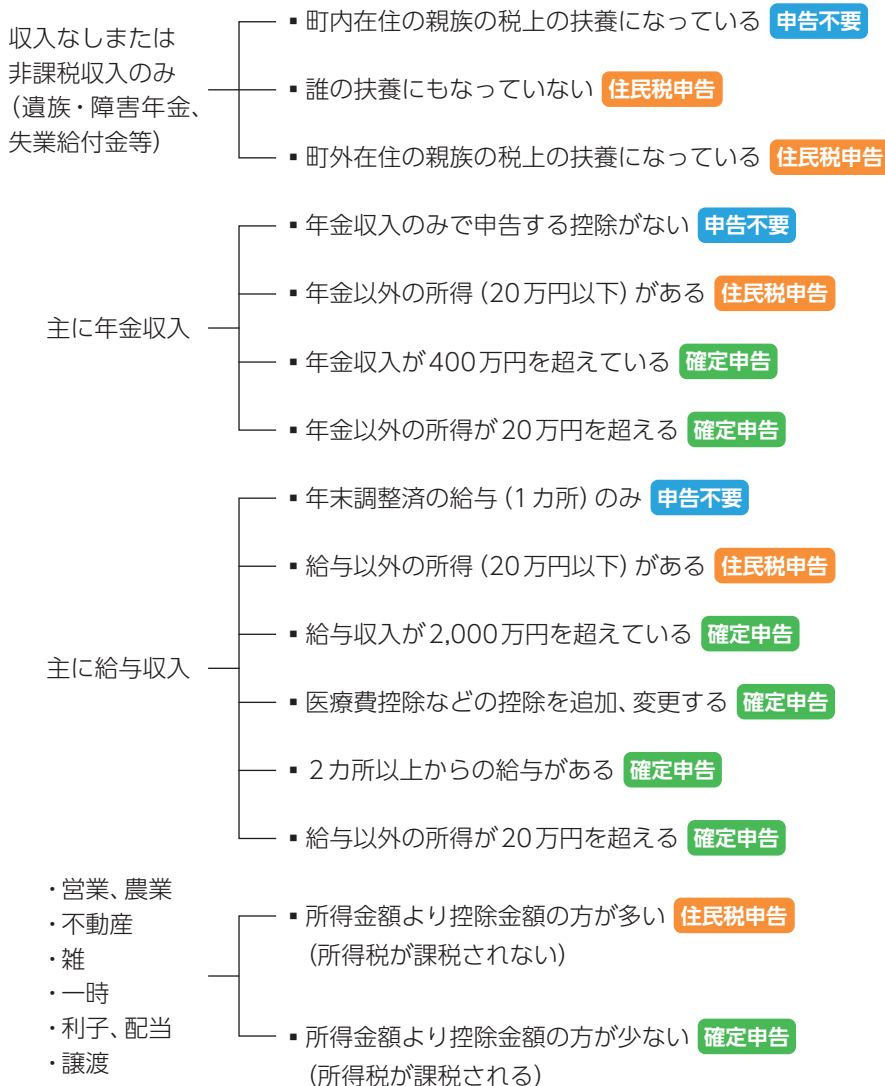
午前8時30分～午後4時

申告相談は午前9時から開始します。

入場整理券がなくなり次第受付を終了します。

申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告か住民税申告かを簡易的に判断できます。所得税の還付を受けるためには、フローチャートに関わらず確定申告が必要となります。



令和5年中にどんな収入がありましたか？